

技能労務職員等の給与等の見直しに向けた取組方針

須坂市役所総務課
平成20年3月

1 現状

(1) 職種ごとの人数、平均年齢、平均給与等及び民間従業員データ

区分	公務員				民間			A / B
	職員数 (人)	平均年齢 (千円)	平均給料月額 (千円)	平均給与月額 (A) (千円)	対応する民間の 類似職種	平均年齢 (千円)	平均給与月額 (B) (千円)	
全体	58	48.3	337.7	375.0				
清掃職員	10	54.1	363.4	437.4	廃棄物処理業従業員	43.3	299.8	1.46
“(嘱託職員含む)”	12	53.9	330.8	397.9				1.33
学校給食	15	46.2	327.5	341.4	調理士	41.7	251.5	1.36
“(嘱託職員含む)”	25	47.9	252.6	262.9				1.05
用務員	9	51.8	364.0	387.3	用務員	53.9	227.2	1.71
“(嘱託職員含む)”	17	52.9	258.8	272.7				1.21
運転手	2	43.7	323.4	391.2	自家用乗用自動車運転手	56.3	237.7	1.65
“(嘱託職員含む)”	3	49.5	261.7	310.1				1.31
その他	22	46.0	323.5	363.1				

「平均給料月額」とは、平成19年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である

「平均給与月額」とは、給料月額のほか、毎月支払われる扶養手当、住居手当、時間外手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において公表されているものである。

民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。(平成16年～18年の3か年平均) 廃棄物処理業従業員及び用務員については、全国計であり、その他は長野県計である。

技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態の点において完全に一致してのものではない。

(2) 年齢別職員数

区分	20歳	20歳	24歳	28歳	32歳	36歳	40歳	44歳	48歳	52歳	56歳	60歳	計
	未満	23歳	27歳	31歳	35歳	39歳	43歳	47歳	51歳	55歳	59歳	以上	
全体	0人	0人	0人	2人	5人	4人	4人	11人	7人	12人	13人	0人	58人
清掃職員	0	0	0	0	0	0	1	0	1	4	4	0	10
学校給食	0	0	0	1	1	3	1	3	1	2	3	0	15
用務員	0	0	0	0	0	0	0	2	2	3	2	0	9
運転手	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	2
その他	0	0	0	1	4	1	1	5	3	3	4	0	22

(3) その他給与に関する事項

ア 給料表

行政職給料表()適用

イ 技能労務職員に係る特殊勤務手当

手当名称	支給対象職員	支給単位
燃焼炉清掃点検作業手当	燃焼炉清掃点検作業に従事した職員	1回 1,500円
高所低所作業手当	工事又は事故等により高所又は低所で行われる作業に従事した職員	日額 400円 (4h未満 200円)
死亡獣等収集手当	犬、猫等の死体の収集作業に従事した職員	1回 300円

ウ 昇給基準

毎年1月1日に前1年間における勤務成績に応じ、4号俸(55歳を超える場合は2号俸)を標準として昇給する。

2 基本的な考え方

「須坂市行財政改革チャレンジプラン」に基づき、須坂市定員適正化計画を策定しており、技能労務職については、平成10年度より新規の採用は行っていない。

給与面に関しては、国、県、近隣市の動向を注視し、適宜改正等を検討していく。

退職者数の推移予定（定年退職者）

	19年度	20年度	21年度	22年度	合計
現業職員	2	4	3	4	13

3 具体的な取組内容

平成19年4月より技能労務職に係る特殊勤務手当である自動車運転手当・動物飼育従事者手当・清掃作業手当・道路上作業手当・調理手当の廃止及び見直しを行った。

4 その他

保育所調理業務や学校給食業務等、現在、民間活力導入の検討を行っており、可能な業務に関して民営化を推進していく。